

事業主殿

公益社団法人広島県労働基準協会

(この案内書は受講者にも周知してください)

職長等教育 開催案内

職長・安全衛生責任者教育

事業者は、その事業場が次に掲げる業種に該当する場合、新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、一定の教育を行わなければなりません。

当協会は、事業者者に代行して標記教育を行います。この機会にぜひ受講させていただきますようご案内します。

労働安全衛生法第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるもの(※1)に該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。(※2)

※1 労働安全衛生法施行令第19条(職長等の教育を行うべき業種)

法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業(下欄の(注)にご留意ください。)
- 2 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
 - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

(注) 建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で関連して一の仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任することとされており、一方、安全衛生責任者には職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく安全衛生責任者としての職務をも遂行することとなることから、平成13年3月26日付、厚生労働省通達基発第178号により労働安全衛生法第60条に定める職長等教育を併せた『職長・安全衛生責任者教育』(14時間)を行うことになりました。

お申込みの際は、いずれに該当するかご留意のうえ手続きしてください。

※2 労働安全衛生規則第40条(抜すい)

法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時等における措置に関すること。
- 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止に関すること。 * 詳細は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

1 内容

『職長等教育』及び『職長・安全衛生責任者教育』共通項目	
1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	2.0時間
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5時間
3 労働安全衛生法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	4.0時間
4 異常時等における措置に関すること	1.5時間
5 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	2.0時間

『職長・安全衛生責任者教育』受講者対象科目	
6 安全衛生責任者の職務等	1.0時間
7 統括安全衛生管理の進め方	1.0時間

2 受講料・テキスト代

*テキスト代は改定されることがあります。申込手続後に改定された場合は講習会場で差額をいただくことがありますのでご了承ください。*テキストは講習当日にお渡しします。

講習名	テキスト代(税込)	受講料(税込)
職長等教育	職長の安全衛生テキスト : 880円	会 員 : 15,400円 一 般 : 17,600円
職長・安全衛生責任者教育	職長の安全衛生テキスト : 880円 安全衛生責任者の実務必携 : 660円	

3 開催日程 及び 会場 (予定) *この予定は都合により変更する場合があります。申込時にご確認ください。

職長等教育 及び 職長・安全衛生責任者教育			
令和3年	4月 7・8日	広島市林業ビル	9月 13・14日 広島市林業ビル
	4月 14・15日	三原市サン・シープラザ	9月 16・17日 三原市サン・シープラザ
	4月 21・22日	広島市林業ビル	10月 4・5日 広島市林業ビル
	4月 22・23日	福山教習所	10月 25・26日 福山教習所
	5月 10・11日	広島市林業ビル	10月 28・29日 広島市林業ビル
	5月 27・28日	広島市林業ビル	11月 9・10日 尾道市長者原スポーツセンター
	6月 15・16日	尾道市長者原スポーツセンター	11月 11・12日 広島市林業ビル
	6月 17・18日	ビューポートくれ	12月 2・3日 広島市林業ビル
	6月 21・22日	広島市林業ビル	12月 20・21日 福山教習所
	6月 28・29日	福山教習所	12月 23・24日 広島市林業ビル
	7月 7・8日	広島市林業ビル	令和4年 1月 13・14日 広島市林業ビル
	7月 20・21日	三次市職業訓練センター	1月 25・26日 福山教習所
	7月 26・27日	福山教習所	2月 3・4日 ビューポートくれ
	8月 2・3日	広島市林業ビル	2月 9・10日 福山教習所
	8月 17・18日	廿日市市商工保健会館	2月 14・15日 広島市林業ビル
	8月 23・24日	福山教習所	3月 7・8日 広島市林業ビル
	8月 25・26日	広島市林業ビル	3月 22・23日 福山教習所
	8月 30・31日	府中商工会議所	3月 24・25日 広島市林業ビル
	9月 9・10日	ビューポートくれ	

4 講習基準時間 (予定)

職長等教育	1日目	8:50~17:15	職長・安全衛生責任者教育	1日目	8:50~17:15
	2日目	8:50~15:05		2日目	8:50~17:15

* 会場の都合により開講・閉講時間が若干変動することがあります。
 詳細はお申込みの支部へお問い合わせ又は お申込後の受講票をご確認ください。

5 会場詳細 *会場周辺図は申込受付の際に受講票とともにお渡しますのご参照ください。

広島市林業ビル 広島市中区上八丁堀8-23 8階	ビューポートくれ 呉市中通1-1-2
(公社)広島県労働基準協会 福山教習所 福山市瀬戸町山北1-1	三原市サン・シープラザ 三原市城町1-2-1
尾道市長者原スポーツセンター 尾道市高須町985-25	三次市職業訓練センター 三次市東酒屋町306-69
府中商工会議所 府中市元町445-1	廿日市市商工保健会館 廿日市市本町5-1

*福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、出来るだけ公共交通機関でご来場ください。(JR備後赤坂駅より徒歩9分程度)

6 修了証 職長・安全衛生責任者教育修了者には『職長・安全衛生責任者教育修了証』を、
 職長等教育修了者には『職長等教育修了証』を即日交付します。

7 申込方法 右欄の申込書により最終ページに記載の最寄りの支部へお申し込みください。

8 その他

- ①定員になり次第締め切りますので、**お早め**にお申し込みください。
- ②開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足した場合は修了証を交付できませんのでご注意ください。
- ③受講料の払い戻しは原則としていたしませんので、欠席しないようにしてください。
- ④講習当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。
- ⑤自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。
 その際は受講者または事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。
- ⑥都合により会場や開講時間を変更させていただく場合がございますので、詳細はお申込みの支部へお問い合わせいただくか、申込手続き後にお渡しする受講票をご確認ください。

	職 長 等 教 育	受講申込書
	職 長 ・ 安 全 衛 生 責 任 者 教 育	

↑受講を希望する講習名称の左側の空白欄に○印を入れてください。

- * 記載事項を楷書で正確に記入してください。
- * お申込後に、支部より受講票を送付しますので講習当日にご持参ください。
- 講習日の1週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部にお問い合わせください。

【支 払 ・ 申 込 方 法】 いずれの方法で申込まれるかお選びのうえ左側の□欄に○印を記入してください。

<input type="checkbox"/> 振 込	⇒ 受講料等を振込後、申込書と振込受領書等のコピーを申込支部へFAX又は郵送してください。(振込先は次のいずれかをお選びください。)	
{	振込先銀行に○印	● 振込先 : 広島銀行 八丁堀支店 (普)0352021 もみじ銀行 広島中央支店 (普)0121260
	広島・もみじ	● 口座名義 : シヤヒロシマケンロウトウキジュンキョウカイ ※ 振込手数料は振込人にてご負担ください。
月 日に振込済		
<input type="checkbox"/> 現金書留で郵送	⇒ 受講料等と申込書を現金書留封筒に封入し、申込支部へ郵送してください。	
<input type="checkbox"/> 窓口へ持参	⇒ 受講料等と申込書を 受講日より前に 申込支部へご持参ください。	

公益社団法人広島県労働基準協会 _____ 支部 行

事業場名			連絡先TEL	
			連絡先FAX	
担 当 者			申込担当者 e-mail	
事 業 場 所 在 地	〒	-	受 講 料	名分 円
			テキスト代	冊分 円
会員、一般 の別	会員 一般		合 計	円
	※○で囲んでください			

- * 会員は入会時に手続きした事業場名及び所在地をご記入ください。
- * 個人情報は本講習の管理にのみ使用しますが、メールアドレスは諸連絡や案内等送信も含まれます。差し支えなければご記入ください。

●開催日及び会場をもとに受講希望日(初日の日付)、開催地(＊＊市)、氏名等を正確にご記入ください。

受講希望日 令和 年 月 日 開催地 市

番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日生
※	氏 名		現住所	〒			
番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日生
※	氏 名		現住所	〒			
番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日生
※	氏 名		現住所	〒			

- * 番号欄は記入しないでください。
- * 受講者の記入欄が足りない場合は本紙をコピーのうえ、複数枚にてお申し込みください。

出張講習のご相談承ります。お気軽にお問い合わせください。
お問い合わせは下記の最寄り支部まで

お申込みは、確実に予約ができるインターネット予約のご利用をお勧めします！

広島県労働基準協会

検索

当協会のホームページをご覧ください



ネット予約する

(空席状況の確認もできます)

【お申込みは次の公益社団法人広島県労働基準協会の最寄りの支部まで】

◎広島中央支部(電話082-228-5475・FAX082-221-5045)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階

◎呉支部(電話0823-22-1359・FAX0823-22-1324)

〒737-0051 呉市中央3-8-21 大之木ダイモ本社ビル4階

◎福山支部(電話084-949-2022・FAX084-949-2034)

〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1

◎三原支部(電話0848-64-7600・FAX0848-64-7601)

〒723-0052 三原市皆実1-26-1 able 皆実102

◎尾道支部(電話0848-22-3432・FAX0848-22-3444)

〒722-0002 尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202

◎三次支部(電話0824-62-3945・FAX0824-62-3947)

〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G・Tビル101

◎広島北支部(電話082-814-2354・FAX082-815-5562)

〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45 木村ビル1階

◎府中支部(電話0847-45-5012・FAX0847-45-5012)

〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階

◎廿日市支部(電話0829-32-3851・FAX0829-32-3852)

〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26

* 不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください *